

こちか特報部

が確定し、再審請求中の「川井事件」。請求者の一人、桜井國さんは「ウンの白由」に追い込まれる過酷さを「取り調べの苦しみから、一時でも逃れたくて認めてしまうんです」と語った。

「取扱室に、カメラなり
録音機を入れば、『うう
うるさいの思つままの取り調
べはできないと思いま
す』。理不尽な体験をもとよ
く訴える男性の口調は最後
まで実直だった。

〇五年四月生田の強盗未遂事件について、西月十五日に逮捕された後、処分保留で釈放された。両手に荷物を持ち、警察署の玄関を出でて、敷地外に踏み出そうとした時、今度は同年一月に起きた、別の強盗事件で逮捕された。ほつと改めておいて、谷底に突き落とす老練な作戦。

こうした指認証拠によ
り、男性は同年十一月、懲
役三年の有罪判決を受け
た。一犯罪という悪いこと
をしたと、自分を「殺し
て、刑務所に入った」と訴
罪で服役した時の心事を語
った。

「全面でなきや無意味」

1967年に茨城県利根町布川の老女殺害され現金が奪われた。当時20歳だった桜井昌司さんと杉山卓男さんとして逮捕され、強盗殺人罪で起訴。後に白状を強要されたとして「自

白の任意性」を争い続けたが、78年に最高裁で無期懲役刑が確定。約30年間の身柄拘束後、96年に仮釈放となった。2005年9月、水戸地裁土支部が「有罪認定に合理的疑いが生じた」として再審開始決定。不服とする検察が東京高裁に即時抗告した。

松井喜人



先進各国……可視化すでに当たり前

日本……検事が決める録音部分



松井さんは「司法は我輩をも含む」と。なぜ、裁判官も訴訟当事者か。それは警察や検察がつるる。つまり、自己調査を用意してしまっては、どうでしょうね？ 司法は訴訟当事者たちは、人間の弱さを理解できないんぢやないでしょか？」